

令和8年1月6日

公益社団法人福井県労働基準協会 会長 殿

職場の化学物質管理に係る取組に関する要請書

平素は、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年度厚生労働省令第91号（令和4年5月31日公布））等を改正し、令和6年4月1日に全面施行されたところです。

厚生労働省では、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的として、令和8年2月1日から令和8年2月28日まで、第2回化学物質管理強調月間を実施します。

第2回化学物質管理強調月間は、「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」のスローガンの下、別添1の実施要綱に基づいて実施します。

福井労働局管内においても、製造業を中心に、あらゆる業種で化学物質による労働災害が発生しているところですので、適切な化学物質管理の周知啓発のため、自主点検票付きリーフレット（別添2）を作成しました。

貴団体におかれましては、これまで労働基準行政に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、法令遵守はもとより、適切に化学物質管理を行うために、別添1の実施要綱に掲げる以下の（1）から（8）までの事項及び自主点検を実施されるよう、傘下団体・企業等に対する周知啓発に御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- （1）リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任等
- （2）製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート等による危険有害性等の確認
- （3）ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施及びリスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等
- （4）特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- （5）事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- （6）スローガン等の掲示
- （7）有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- （8）化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

福井労働局長 石川 良 国

